

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領 新旧対照表

(免除の要件) (抜粋)

第3条 市長は、規則第7条第1項第1号及び第2号に該当し、前条で定める免除対象下水が、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する項目のうち、この要領に定める水質基準一覧表に該当する水質基準(以下「水質基準」という。)を超えない場合で、次の要件をすべて満たすときに、免除を行うことができるものとする。

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領 (現行)	排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領 (案)
<p>(変更の届出)</p> <p>第9条 当該下水について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に報告し確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 種類 (2) 処理方法 (3) 排除量 (4) 排水の系統及び箇所 (5) 排出先</p> <p>2 当該下水について、次に掲げる事項を変更したときは、その旨を遅滞なく市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名) (2) 工場又は事業場の名称 (3) 公害防止管理者又は除害施設等管理責任者</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第9条 当該下水について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、<u>あらかじめその旨を届け出、市長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(6) 種類 (7) 処理方法 (8) 排除量 (9) 排水の系統及び箇所 (10) 排出先</p> <p>2 当該下水について、次に掲げる事項を変更したときは、その旨を遅滞なく市長に<u>届け出なければならない。</u></p> <p>(4) 住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名) (5) 工場又は事業場の名称 (6) 公害防止管理者又は除害施設等管理責任者</p>
<p>(地位の承継)</p> <p>第10条 免除を受けた者から当該免除に係る事業場、事業所等を譲り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 免除を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第10条 免除を受けた者から当該免除に係る事業場、事業所等を譲り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 免除を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者</p>

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領 新旧対照表

<p>の地位を承継する。 3 前号の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その旨を遅滞なく市長に報告する。</p>	<p>の地位を承継する。 3 前号の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その旨を遅滞なく市長に<u>届け出なければならない。</u></p>																																																																																														
<p>(休止又は廃止の届出) 第 11 条 免除を受けた者は、免除の期間内に当該免除に係る事業場、事業所等の使用を休止、又は廃止したときは、その旨を遅滞なく市長に報告する。</p>	<p>(休止又は廃止の届出) 第 11 条 免除を受けた者は、免除の期間内に当該免除に係る事業場、事業所等の使用を休止、又は廃止したときは、その旨を遅滞なく市長に<u>届け出なければならない。</u></p>																																																																																														
<p><水質基準一覧表></p> <table border="1" data-bbox="170 584 1104 995"> <thead> <tr> <th>水質項目</th> <th colspan="2">水質基準の数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td>5.8 以上 8.6 以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>最大</td> <td>3000 個 / c m³</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>最大</td> <td>※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>最大</td> <td>25m g / リットル</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>最大</td> <td>40m g / リットル</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量 (T-N)</td> <td>最大</td> <td rowspan="2">※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>リン含有量 (T-P)</td> <td>最大</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 計画放流水質</p> <table border="1" data-bbox="170 1091 1104 1342"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京湾流域</th> <th colspan="2">境川等流域</th> </tr> <tr> <th>当面</th> <th>将来</th> <th>当面</th> <th>将来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD (mg/l)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>T-N (mg/l)</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>T-P (mg/l)</td> <td>2</td> <td>1.4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	水質項目	水質基準の数値		水素イオン濃度 (pH)		5.8 以上 8.6 以下	大腸菌群数	最大	3000 個 / c m ³	生物化学的酸素要求量 (BOD)	最大	※計画放流水質	化学的酸素要求量 (COD)	最大	25m g / リットル	浮遊物質 (SS)	最大	40m g / リットル	窒素含有量 (T-N)	最大	※計画放流水質	リン含有量 (T-P)	最大		東京湾流域		境川等流域		当面	将来	当面	将来	BOD (mg/l)	15	15	15	15	T-N (mg/l)	20	16	—	20	T-P (mg/l)	2	1.4	3	3	<p><水質基準一覧表></p> <table border="1" data-bbox="1149 584 2078 995"> <thead> <tr> <th>水質項目</th> <th colspan="2">水質基準の数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td>5.8 以上 8.6 以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>最大</td> <td>3000 個 / c m³</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>最大</td> <td>※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>最大</td> <td>25m g / リットル</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>最大</td> <td>40m g / リットル</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量 (T-N)</td> <td>最大</td> <td rowspan="2">※計画放流水質</td> </tr> <tr> <td>リン含有量 (T-P)</td> <td>最大</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 計画放流水質</p> <table border="1" data-bbox="1149 1091 2078 1294"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京湾流域</th> <th colspan="2">境川等流域</th> </tr> <tr> <th>当面</th> <th>将来</th> <th>当面</th> <th>将来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD (mg/l)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>T-N (mg/l)</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>T-P (mg/l)</td> <td>2</td> <td>1.4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	水質項目	水質基準の数値		水素イオン濃度 (pH)		5.8 以上 8.6 以下	大腸菌群数	最大	3000 個 / c m ³	生物化学的酸素要求量 (BOD)	最大	※計画放流水質	化学的酸素要求量 (COD)	最大	25m g / リットル	浮遊物質 (SS)	最大	40m g / リットル	窒素含有量 (T-N)	最大	※計画放流水質	リン含有量 (T-P)	最大		東京湾流域		境川等流域		当面	将来	当面	将来	BOD (mg/l)	15	15	15	15	T-N (mg/l)	20	16	—	20	T-P (mg/l)	2	1.4	3	3
水質項目	水質基準の数値																																																																																														
水素イオン濃度 (pH)		5.8 以上 8.6 以下																																																																																													
大腸菌群数	最大	3000 個 / c m ³																																																																																													
生物化学的酸素要求量 (BOD)	最大	※計画放流水質																																																																																													
化学的酸素要求量 (COD)	最大	25m g / リットル																																																																																													
浮遊物質 (SS)	最大	40m g / リットル																																																																																													
窒素含有量 (T-N)	最大	※計画放流水質																																																																																													
リン含有量 (T-P)	最大																																																																																														
	東京湾流域		境川等流域																																																																																												
	当面	将来	当面	将来																																																																																											
BOD (mg/l)	15	15	15	15																																																																																											
T-N (mg/l)	20	16	—	20																																																																																											
T-P (mg/l)	2	1.4	3	3																																																																																											
水質項目	水質基準の数値																																																																																														
水素イオン濃度 (pH)		5.8 以上 8.6 以下																																																																																													
大腸菌群数	最大	3000 個 / c m ³																																																																																													
生物化学的酸素要求量 (BOD)	最大	※計画放流水質																																																																																													
化学的酸素要求量 (COD)	最大	25m g / リットル																																																																																													
浮遊物質 (SS)	最大	40m g / リットル																																																																																													
窒素含有量 (T-N)	最大	※計画放流水質																																																																																													
リン含有量 (T-P)	最大																																																																																														
	東京湾流域		境川等流域																																																																																												
	当面	将来	当面	将来																																																																																											
BOD (mg/l)	15	15	15	15																																																																																											
T-N (mg/l)	20	16	—	20																																																																																											
T-P (mg/l)	2	1.4	3	3																																																																																											